

# 彩りコミュニティ

埼玉県行政書士会情報誌

【巻頭グラビア】

## 越谷レイクタウン 大相模調節池

- 「行政書士ADRセンター埼玉」は紛争解決の強い味方！  
「ADR」って、知っていますか？
- 〈特集〉日本のシゴト NO暴力団！ 市民を守る警察活動
- 令和6年度 行政書士制度広報月間 10月無料相談会開催
- 行政書士のおもな取扱い業務
- 各支部のご案内/定期無料相談会

Vol.25





越谷市

# 水害対策だけじゃない! 人気タウンのシンボル“レイク”

おおさがみちょうせつち

## 越谷レイクタウン 大相模調節池

巨大ショッピングモールがリニューアルして、熱い視線を集めている「越谷レイクタウン」。注目すべきはショッピングだけではありません。この町の顔ともいえる「大相模調節池」を中心に、アクティビティや歴史スポットなど多彩な見どころを紹介します!



# KOSHIGAYA



写真撮影：工藤健太郎

### 大相模調節池とは?

越谷市をはじめ元荒川流域には平地が広がり、古くから水害に悩まされてきました。洪水発生時に水を貯め、被害を最小限に防ぐことを目的につくられたのが大相模調節池です。「新しく水との共存文化を創造する都市」をスローガンに掲げる越谷市の事業として、越谷レイクタウン地区は整備が進められてきました。調節池を中心に町としての形が整えられ、今なお発展を続けています。



### 地域活性化に水辺を活用!

越谷市では現在、大相模調節池の水辺空間を活用していくことを計画しています。民間事業者と連携して、水辺にデッキやコミュニティスペースを整備したり、イベントを開催したりすることにより、地域の活性化を図ろうとするものです。今後への期待が高まるばかりの越谷レイクタウン・大相模調節池。ますます目が離せないエリアとなりそうです。





### 水辺のまちづくり館

写真提供：越谷市観光協会

越谷市観光協会が入っている施設。観光パンフレットなどが置かれていて、開館時間内は自由に入館することができます。

### 越谷市観光協会(水辺のまちづくり館内)



- 開館時間 9:00～17:00 ※入館無料
  - 休館日 毎週水曜(祝日は除く) 12月29日～1月3日
- 埼玉県越谷市レイクタウン4-1-4 ☎: 048-971-9002



写真提供：越谷市観光協会

### ●レンタサイクル

調節池は面積 39.5ha と広いので、周辺を散策するなら自転車が便利。子供用からロードバイクまであります。受付は「水辺のまちづくり館」へ(利用には身分証明書が必要)。

### 見田方遺跡公園



JR武蔵野線の越谷レイクタウン駅を出てすぐにあります。古墳時代後期の竪穴式住居が発掘された見田方遺跡の隣につくられた公園で、一面に芝生が広がります。



### KOSHIGAYA Lakeside BBQ



写真提供：越谷市観光協会

広々とした水景を間近に臨む、越谷レイクタウンならではのバーベキュー場。豊富なメニューが用意されているので手ぶらでもOK。火起こしも後片付けも不要です！  
☎ 090-6286-0498

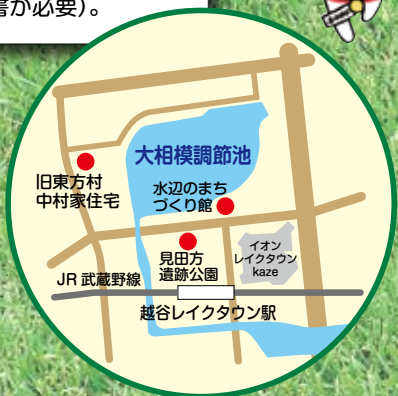


写真提供：越谷市観光協会



### カルガモ

カルガモなどの野鳥もやってきます！



### 旧東方村中村家住宅

大相模調節池より約150m



1772年築との記録が残り、確認できるものとしては越谷市最古の住宅とされています。併設の展示室では、近隣の見田方遺跡から出土した土器などを見られます。

☎ 048-986-7051

### レイクタウンボートパーク



写真提供：越谷市観光協会

温暖な4～6月および9～11月の日曜日限定ながら、調節池でヨットやカヌー、カヤックの乗船体験ができます。体験は予約優先になります。

※詳しくは「水辺のまちづくり館」へ

まだある！  
越谷の見どころ  
ピックアップ！



### 越谷梅林公園



約40種のさまざまな梅が300本ほど植えられていて、開花時期には2万8000㎡の園内に春の雰囲気包まれます。



### 元荒川桜堤



およそ350本のソメイヨシノの桜並木が元荒川沿いに約2kmも続きます。鮮やかな黄色のナノハナとの競演は見ごたえ十分です。



### 日光街道越ヶ谷宿



越ヶ谷宿は日光街道3番目の宿場町として栄えました。道筋には古い建物が残り、往時の雰囲気を今に伝えます。

# 「行政書士ADRセンター埼玉」 「ADR」って、知

## ※「ADR」とは、裁判外紛争解決手続のことです

ADRでは、公正中立な第三者（調停人）とともに話し合うことで、裁判によらずに円満にトラブルを解決することを目指します！

行政書士ADRセンター埼玉は、埼玉県行政書士会が運営しています。埼玉県行政書士会は、行政書士という国家資格者の団体で行政書士法に基づき設置されています。行政書士ADRセンター埼玉は、法律によって定められた厳格な基準をクリアしているとして、法務大臣の認証を受けていますので、安心してご利用いただけます。（法務大臣認証第114号）

◆話し合いの際の調停人は、  
専門のトレーニングを受けた  
**行政書士調停人…1名と**  
**弁護士調停人…1名**の  
**2名が担当します!**

行政書士

弁護士

◆居住用賃貸借建物に関するトラブルは、  
「行政書士調停人」2名が担当します

費用は  
いくら?

《申込手数料》  
3,600円(税込)

《第1回目期日手数料》  
3,600円(税込)

《第2回目以降の期日手数料》  
3,600円(税込)

(調停は原則としてセンター内で行いますが、出張して行うこともできます。ただし、別途費用がかかる場合があります)  
裁判に比べて**手続きが簡単で費用が安く済みます。**  
また、**解決までの時間が短い**のも特徴です。

※ ADR とは、Alternative Dispute Resolution の略で、裁判外紛争解決手続と訳され、裁判によらない紛争解決方法を広く指すものです。

# 「玉」は紛争解決の強い味方! っていませんか?

トラブルを解決したいのはもちろんだけれど  
裁判までするのは大げさな感じがする…  
裁判になれば、時間も費用もかかりそう…

という方には

**ADRのご利用を  
おすすめします!**



## どんなトラブルを解決できるの?

### 1 離婚に関するトラブル



例

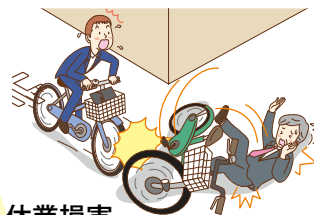
※未成年の子どもが  
いる夫婦の離婚は  
取り扱えません。  
◎離婚をしたいのだ  
が、相手が話し合  
いに応じない。

◎昨年離婚したが、不動産などの  
財産分与を決めていなかった。



行政書士ADRセンター埼玉が  
取り扱える分野は4つあります

### 2 交通事故に関するトラブル



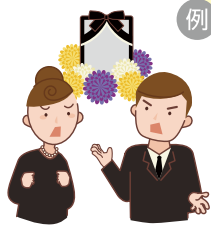
例

※自動車賠償責任保険の対象車種による死傷は  
取り扱えません。

◎自転車を走行中、突然  
飛び出してきた自転車と  
接触転倒し、腕を骨折し  
てしまった。相手方（保  
険会社を含む）から提示  
された過失割合、慰謝料、休業損害  
等の金額に納得がいかない。

◎自宅に車がぶつかり外壁が損壊してしまった。  
工務店に見積もりを出してもらい、相手方に  
請求したが支払ってもらえない。

### 3 相続に関するトラブル



例

◎父が死亡し相続を開  
始したが、母が居住  
している父母の自宅  
をどうすればよいか。

◎祖父が死亡し、相続  
手続きをしないまま  
父が死亡した。父の

相続手続きをしたいが、父の兄弟から  
の権利主張があり、手続きが進まない。

### 4 居住用賃貸借建物に関するトラブル

例

◎マンションの1室を借り、賃料の2か月分の敷金を差し入れ  
ていた。2年ほど住んで退去したが、特に破損等もしていな  
いのにな敷金がほとんど返還されない。

◎借りていたアパートの退去時に部屋全体の  
クリーニング代や鍵の取り替え費を請求さ  
れた。支払う必要があるのか。



※行政書士ADRセンター埼玉が取り扱えるのは、埼玉県と隣接都県（東京、千葉、茨城、栃木、群馬、長野、山梨）の紛争に限ります。  
当事者双方が日本国籍を有していない場合は取り扱っていません。取り扱えない分野の場合は他の解決機関等を紹介いたします。

行政書士ADRセンター埼玉

☎048-833-1132

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-11-11(埼玉県行政書士会会館内) ホームページはこちら

詳しくはお近くの行政書士か、左記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

【電話受付時間】 9:00～18:00 月曜日～土曜日  
(12月26日～1月7日、8月13日～17日および祝日を除く)



## NO暴力団! 市民を守る警察活動

最近の詐欺や強盗などのニュースを見ていると、以前に比べて犯罪が多様化してきているように感じます。いわゆる反社会的勢力（以下、反社）の撲滅のために活動している警察の取り組みは、どのようなものなのでしょうか。それを取材するため、埼玉県警察本部の刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課を訪問しました。

取材日：2024年7月10日

聞き手：埼玉県行政書士会

暴力団等排除対策委員会・広報部

**広報部：**暴力団や総会屋などは古くから知られているところですが、最近は反社にもいろいろな形があるようですね。そうした勢力に対して、どのように向き合っているのでしょうか。

**宮本：**県民の皆様の安心安全な生活を脅かす反社の撲滅のためには、反社による犯罪を徹底して取り締まっていくことが重要です。埼玉県警察（以下、県警）では、警察本部長を長とする組織犯罪総合対策本部を警察本部に設置し、暴力団をはじめとする反社の情報収集および分析、あらゆる法令を駆使した犯罪組織の取り締まりを強力に推進しています。

組織犯罪の手法は、時代の流れとともに変化します。たとえば、暴力団の資金獲得活動というと薬物の密売や恐喝、賭博が思い浮かぶかもしれませんが、暴力団対策法や暴力団排除条例の施行等に伴い、近年では組織実態を隠蔽し、活動形態が多様化・潜在化する傾向が強まっています。近頃よく耳にする給付金詐欺事件や特殊詐欺事件などを見ても、暴力団は実行犯グループの背後で主導的役割を果たしたりします。県警ではそうした流れに即応していくことを常に意識していて、ちょうどこの4月にも組織編成をあらためたところです。本日は、いわゆる反社の中でも暴力団への対策に焦点を当ててお話しさせていただきたいと思います。



埼玉県警視  
宮本茂樹 暴力団排除対策室長

**暴力団等排除対策委員会（以下、暴排委員会）：**具体的にどんな活動をされているのかが興味があります。支障のない範囲でかまいませんので、実際にあった事件についてお聞かせいただけますか？

**宮本：**昨年の事案ですが、住吉会傘下組織の構成員による銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反および覚醒剤取締法違反事件がありました。その際、拳銃2丁と弾68個、覚醒剤52グラムを押収しました。また、稲川会傘下組織の幹部らによる死体遺棄事件があり、このときは相当な数の暴力団員および暴力団関係者を検挙しています。

令和5年の県警による暴力団犯罪の検挙人員は775人で、覚醒剤取締法違反や窃盗、傷害など罪種はさまざまです。そうしたデータや事例をまとめた「警察のあゆみ」を毎年発行し、県警ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



市民向け啓発チラシ

### 暴力団の特徴と見分けるポイント

**広報部：**やはり恐ろしいですね。とにかく近づきたくないです。暴力団員の特徴、見分けるポイントはありますか？

**宮本：**個人と法人で違ってきます。個人の場合、一番わかりやすいのは入れ墨です。最近はタトゥーと呼んでファッション感覚で入れる一般の方もいるようですが、暴力団員の入れ墨では、龍や虎、鯉などをモチーフにした伝統的な絵柄を入れる傾向がみられます。俗に和彫りと呼ばれるものです。そして、それを隠すために夏でも長袖を着ている場合が多いです。ひと昔前だとパンチパーマや金色のアクセサリなども象徴的でしたが、一目で暴力団員とわかるような外見をしている者は今では少なくなりました。

次に法人です。暴力団あるいは暴力団と親交のある者が経営に関与している企業は、当然ながらその実態を隠します。見分けるのはなかなか難しいのですが、取引を行う段階まで進んでしまっても、契約を結ぶ際にチャンスがあります。契約書を作り、暴力団排除に関する条項を盛り込むのです。相手がそれを見て拒否する姿勢を見せたら怪しいと思うべきであり、慎重になっていただきたいです。

**暴排委員会：**私たち行政書士も各種許認可の取得をはじめ法人から相談や依頼を受けることが多いですし、契約書作成自体が行政書士業務でもあるので、全く他人事ではないです。

**宮本：**埼玉県暴力団排除条例には、基本理念として「暴力団員または暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにしなければならない」とあります。行政書士の皆様はもちろん、さまざまな業界団体や各事業者の皆様が暴力団対策に取り組んでくださっていることと思いますが、ぜひこれを常に心にとどめていただきたいところです。



日本行政書士会連合会  
公式キャラクター  
ユキマサくん

# 困ったときにはためらうことなく すぐに警察へ相談!



埼玉県警察暴力団排除  
イメージキャラクター  
四太(よんた)

**広報部**：暴力団に狙われやすい事業や会社の特徴はあるのでしょうか？

**宮本**：暴力団は相手の弱みにつけ込んで自分の支配下に置くことを常套手段としています。皆様も想像がつくかもしれませんが、事業を営むにあたってトラブルが起きがちな業種は「トラブルから守ってやるからその代わりに……」といった形で、狙われやすい傾向にあります。

たとえば、酔客による揉めごとが起こりがちな飲食業やいわゆる地上げ屋が話題になった不動産業、金融業などが挙げられます。また、コンプライアンスへの意識が薄い企業や事業者は、それを見抜かれて目を付けられる恐れはあると思います。

個人の場合における暴力団と関わることの危険性についてお話しします。暴力団は最初、気さくな良い人を装って人間関係を作り、ある程度まで作り上げたら「手伝ってほしい」「助けてほしい」などのお願いをしてくるようになります。ここで応じてしまうと「コイツはいける」と見られ、要求がエスカレートし、応じない場合は組織の威力を背景に要求に応じるよう求めてきます。

そのうち、「車が欲しい」「部屋を借りてくれ」など大きな要求になり、禁制品の保管など犯罪の片棒を担がされることとなってしまいます。仮に警察に逮捕されても、暴力団は「俺が頼んだ」などとかばってくれることはなく、自分だけが社会的な制裁を受け、身を滅ぼすという末路が待っています。

## 暴力団追放の基本理念は四つの「ない」

**広報部**：やはり絶対に関わってはいけませんね。狙われて被害に遭うことを防ぐにはどうすればいいのでしょうか？

**宮本**：繰り返しになりますが、契約書を作成する際に暴力団排除条項を盛り込むのは効果があると思います。いざというときは、それを根拠に契約解除を主張できるようにするのです。相手に付



談笑交じりの和やかな取材でした

け入る隙を与えず、毅然とした態度で臨むことが重要です。県警では、**暴力団追放の基本理念として四つの「ない」**を掲げています。「**暴力団を恐れない**」、「**暴力団に資金を提供しない**」、「**暴力団を利用しない**」、「**暴力団と交際しない**」です。県民の皆様のご理解ご協力を賜りつつ、暴力団をはじめとする反社撲滅に向けて引き続き全力で取り組んでいく所存です。

**広報部**：思いがけず暴力団の活動に巻き込まれてしまった場合、私たち一般市民はどうすればいいのでしょうか？

**宮本**：すぐに警察にご相談ください。相談窓口は、警察署の暴力団担当または県警本部組織犯罪対策第一課で応じています。相談方法は直接お越しいただいても電話でもかまいません。「このくらいのこと相談なんて……」とためらうことなく、不安を覚えたら遠慮なくご相談ください。

**暴排委員会**：行政書士は一般市民の皆様と行政をつなぐ架け橋となる存在であり、埼玉県行政書士会は県警さんと協力関係を築かせていただいています。

各種許認可申請などの行政書士業務にとどまらず、当会行政書士会員を対象として、暴力団等からの不当な要求による被害を防止するための「不当要求防止責任者講習」の受講機会を設けるなど、協力関係は多岐にわたります。

当会には県内に23の支部があるのですが、近隣警察署の方を講師としてお招きする研修会を企画し、実施予定の支部があります。そのように当会としては地域レベルまで根を張って、関係をさらに深化させていきたいと考えていますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。



かわいいミニのぼり旗も! (写真は埼玉県行政書士会館)



青少年向け啓発漫画はこちらから!

取材協力 **埼玉県警察本部 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課**

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

☎ 048-832-0110 <https://www.police.pref.saitama.lg.jp/>



# 暮らしや事業に関する相談から手続きまで お近くの行政書士にお任せください!

## 暮らしのサポート



### 相続・遺言

遺産分割協議書・遺言書案  
作成・相続人や相続財産の  
調査 など

### 離婚

離婚協議書 など

### 成年後見

任意後見契約書案作成・  
後見制度の相談 など

### 交通事故

自賠償保険金請求・  
事故調査報告書 など

街の身近な法律家  
いつも隣に  
**行政書士**



### 各種契約書

金銭消費貸借契約書・売買  
契約書・賃貸契約書 など

### 外国人関係

在留資格認定証明書交付  
申請・在留資格変更・  
在留期間更新・永住許可・  
帰化許可 など

### 内容証明

貸金返還請求・滞納賃料の  
支払請求・債権譲渡・  
クーリングオフ など

### 裁判外紛争解決

離婚・相続・交通事故・  
敷金返還に関する紛争  
※行政書士 ADR センター埼玉  
が対応します。

## 事業のサポート



### 建設業

建設業許可・経営事項審査・  
入札参加資格審査 など

### 土地・建物利用

農地転用許可・開発許可 など

### 産業廃棄物

産業廃棄物処理業許可  
(収集運搬・中間処分 ほか)  
など

### 自動車関連

運送事業 (バス・トラック・  
タクシー)・特殊車両通行許可・  
車庫証明・自動車登録・ナンバー  
変更・出張封印代行 など

### 古物商

古物商許可  
(リサイクルショップ ほか)

### 宅建業

宅地建物取引業者免許

### 法人設立

株式・合名・合資・合同・医療・  
宗教・一般社団・NPO・  
労働者協同組合 など

### 飲食店・宿泊施設

飲食店営業許可・民泊の  
届出・旅館業 など

### 風俗営業

風俗営業許可 (キャバクラ・  
マージャン・パチンコ店 ほか)  
など



# 10月は行政書士制度広報月間

## 県内29会場で無料相談会開催

諸事情により、会場の変更や相談会の延期、または中止の可能性があります。事前にご確認ください。



〈相談会風景〉川口駅東口 キュボ・ラ会場

### 令和6年度 10月無料相談会特設会場

	地区	日時	会場	お問い合わせ先
あ	上尾市	12日(土) 10:00~16:00	上尾駅西口自由通路	048-776-3367
	朝霞市	12日(土) 10:00~16:00	朝霞市民会館・ゆめばれす	048-450-1390
	入間市	24日(木) 10:00~16:00	入間市役所 1階市民ギャラリー	04-2968-8422
か	春日部市	12日(土) 10:00~15:00	かすかべ商工まつり	048-812-5092
		13日(日) 10:00~15:00		
	川口市	12日(土) 10:00~16:00	キュボ・ラ 4階川口駅前行政センター前	048-223-9840
	川越市	6日(日) 10:00~16:00	ウェスタ川越 会議室1	049-238-8711
	北本市	13日(日) 10:00~16:00	北本市文化センター	090-9849-5844
	行田市	19日(土) 13:00~16:00	忍・行田公民館	048-564-0104
	久喜市	12日(土) 10:00~15:00	久喜駅西口会場	0480-24-0432
	熊谷市	12日(土) 10:00~16:00	八木橋百貨店 1階東側特設会場	048-520-2185
	鴻巣市	12日(土) 10:00~16:00	鴻巣市民活動センター	090-9849-5844
	越谷市	20日(日) 10:00~15:00	越谷市民まつり会場内	048-979-7198
	さ	さいたま市 浦和区	5日(土) 10:00~16:00	JR浦和駅西口前 浦和コルソ 7階ホール
〃 岩槻区		10日(木) 10:00~16:30	ふれあいプラザいわつき	048-757-6336
〃 大宮区		5日(土) 10:00~16:00	そごう大宮店 3階特設会場	048-651-2721
		26日(土) 10:00~15:00	大宮区民ふれあいフェア会場内	
坂戸市		12日(土) 10:00~16:00	坂戸市文化施設オルモ	049-298-5818
狭山市		8日(火) 10:00~16:00	狭山市役所 1階エントランスホール	04-2968-8422
た	秩父市	12日(土) 13:00~16:00	矢尾百貨店 2階ポケットパーク	080-8868-1221
	所沢市	3日(木) 10:00~15:30	ワルツ所沢 2階ペDESTリアンデッキ	04-2936-8648
		24日(木) 10:00~15:30	所沢市役所 1階ホール	
		26日(土) 10:00~15:30	所沢航空記念公園	
		27日(日) 10:00~15:30	(市民フェスティバル)	
は	羽生市	22日(火) 13:00~16:00	羽生市役所	048-564-0104
	飯能市	5日(土) 10:00~16:00	飯能丸広百貨店7階	090-9859-4969
	東松山市	12日(土) 10:00~17:00	ピオニウォーク東松山	0493-59-5011
	ふじみ野市	5日(土) 10:00~16:00	ふじみ野市サービスセンター2階多目的ホール	049-290-4205
	本庄市	20日(日) 10:30~15:30	第37回児玉商工まつり	048-594-8209
や	八潮市	27日(日) 9:00~16:00	やしお市民まつり	048-922-0562
	吉川市	12日(土) 10:00~15:00	吉川市民交流センターおあしす	048-983-2102

# お近くの行政書士をご活用ください!

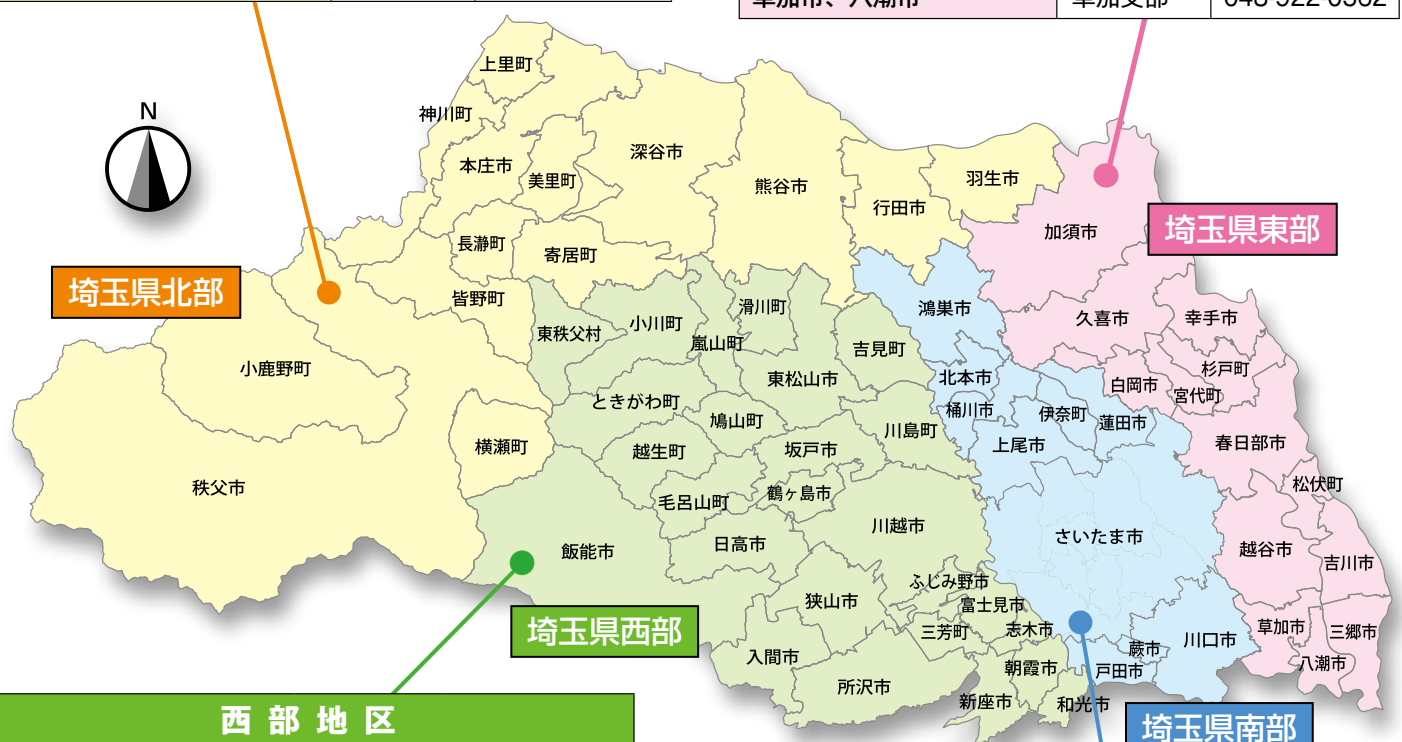


埼玉県行政書士会は、4つの管轄地区(色分けされたマップを参照)で、各支部が皆さまのご要望に対応させていただきます。お問い合わせ・ご相談の際はお住まいの地区の「埼玉県行政書士会 各支部」にご連絡ください。

また、「埼玉県行政書士会」ホームページでも、支部の検索ができます。

北部地区		
お住まいの市区町村	支部名	連絡先
熊谷市	熊谷支部	048-520-2185
深谷市、本庄市、美里町 神川町、上里町、寄居町	県北支部	048-594-8209
秩父市、横瀬町、皆野町 長瀬町、小鹿野町	秩父支部	080-8868-1221
行田市、羽生市	埼玉支部	048-564-0104

東部地区		
お住まいの市区町村	支部名	連絡先
春日部市、幸手市、杉戸町 宮代町	春日部支部	048-812-5092
越谷市	越谷支部	048-979-7198
吉川市、三郷市、松伏町	吉川支部	048-983-2102
久喜市、加須市、白岡市	埼玉支部	0480-24-0432
草加市、八潮市	草加支部	048-922-0562



西部地区		
お住まいの市区町村	支部名	連絡先
川越市	川越支部	049-238-8711
東松山市、滑川町、嵐山町 小川町、ときがわ町、川島町 吉見町、鳩山町、東秩父村	東松山支部	0493-59-5011
富士見市、ふじみ野市 三芳町	東入間支部	049-290-4205
狭山市、入間市	狭山支部	04-2968-8422
所沢市	所沢支部	04-2936-8648
飯能市、日高市	飯能支部	090-9859-4969
坂戸市、鶴ヶ島市 毛呂山町、越生町	西入間支部	049-298-5818
朝霞市、志木市、新座市 和光市	朝霞支部	048-462-0026

南部地区		
お住まいの市区町村	支部名	連絡先
さいたま市浦和区・緑区・ 南区・桜区・中央区	浦和支部	048-825-2551
川口市、蕨市、戸田市	川口支部	048-223-9840
さいたま市大宮区・西区・ 北区・見沼区	大宮支部	048-687-7681
上尾市、桶川市、伊奈町	上尾支部	048-776-3367
さいたま市岩槻区、蓮田市	岩槻支部	048-757-6336
鴻巣市、北本市	鴻巣支部	048-577-5183

# ホームページからも支部を検索できます



## 検索例



東 部 地 区	
支 部 名	管 轄 市 区 町 村
春日部支部	春日部市、幸手市、杉戸町、宮代町
越谷支部	越谷市
吉川支部	吉川市、三郷市、松伏町
埼玉支部	久喜市、加須市、白岡市
草加支部	草加市、八潮市
西 部 地 区	
支 部 名	管 轄 市 区 町 村



※ホームページのレイアウト等は変更されることがあります。

# 行政書士定期無料相談会を開催しています



詳細はホームページでご覧いただけます▶



県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。場所や日程などは、ホームページをご覧ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

### 行政書士定期無料相談会

令和6年度 行政書士定期無料相談会

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合わせの上、ご確認ください。

会 場	実施日	時 間	お問い合わせ
上尾市役所 (要予約)	毎月第3火曜日	13:00~16:00	市役所総務課 048-775-4643
上尾支部事務所	毎週水・土曜日	13:00~16:00	上尾支部 048-776-3367
アリオ上尾	毎月第1水曜日	13:00~16:00	
朝霞市産業文化センター 2階会議室	日程は朝霞支部に お問い合わせください	10:00~12:00	朝霞支部 048-462-0026
伊伊和校場	毎月第3水曜日	13:00~16:00	住友相談室 048-721-2111(住)

県内各地で開催 **無料相談会**

行政書士 登録・入会手続き

埼玉県行政書士会情報誌  
彩リコミュニティ  
最新号・バックナンバーはコチラ

埼玉県行政書士会情報誌  
彩リコミュニティ  
※会員の皆様には30部まで無料配布しております。  
詳しくはこちら▶

初歩相談は  
**ADRセンター埼玉**

コロナ特設ページ

埼玉県行政書士会

※ホームページのレイアウト等は変更されることがあります。当該ページは準備でき次第、更新します。

※諸事情により会場の変更や相談会の延期、または中止の可能性があります。事前にご確認ください。

街の身近な法律家

いつも隣に

# 行政書士

暮らしと事業のご相談から手続きまで

事業に関する相談

暮らしに関する相談



撮影協力  
竹本 孝之

日本行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん



さまざまな許認可や届け出、遺言や相続、契約など、お気軽にご相談ください



## 埼玉県行政書士会



お問い合わせ

TEL 048-833-0900 FAX 048-833-0777

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11 ホームページもご覧ください <https://www.sglsa.jp/>

法務大臣認証第114号

行政書士ADRセンター埼玉 TEL 048-833-1132

